

# 「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令」の概要

令和 7 年 2 月

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室  
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境経済室

## 1. 改正の背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。以下「令」という。）第 7 条の規定に基づき、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年経済産業省・環境省令第 3 号。以下「算定省令」という。）に定めるところにより、特定事業者の事業活動により排出した温室効果ガス排出量の算定方法を規定している。
- 令和 6 年 6 月の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」※における基礎排出量の算定方法の議論を踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案（令和 7 年政令第 8 号）により、回収した二酸化炭素を合成メタン等のカーボンリサイクル燃料の製造に利用する場合における基礎排出量の算定方法が変更されるところ。
- 今般、上記を踏まえ、算定省令について、所要の改正を行う。  
※ 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」  
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study>

## 2. 改正案の概要

- 基礎排出量の算定において回収され、及び適正に処理された二酸化炭素の量を控除する方法は、二酸化炭素の排出量から回収され、及び適正に処理された二酸化炭素の量を控除する方法とする。ただし、回収され、及び適正に処理された二酸化炭素の量をガス事業者別係数に反映するためにガス事業者に移転した場合にあっては、当該ガス事業者との間の取決めにに基づき、当該量のうち当該ガス事業者に移転していない量を令第 7 条第 1 項第 1 号イ (1) 及び (2) 並びに第 2 号並びに同条第 2 項の規定により得られる二酸化炭素の量から控除する方法とする。【第 10 条関係（新設）】
- 条ずれその他所要の改正を行う。【第 2 条第 3 項及び第 11 条関係】

## 3. 根拠条項

改正後の令第 7 条第 1 項第 1 号及び第 3 項

## 4. 今後の予定

- 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日（予定）

以上